

福祉医療（老人/乳幼児/母子家庭等/障害者等）加入者の還付方法

還付は、ご本人様・ご家族様が申請される必要があります

意見書・領収証はあらかじめコピーが必要です

※支給決定通知書が届いた後に手続きを行います。

（国民健康保険加入者は支給決定通知書が不要な場合もあります）

- ①申請窓口 市区町役所（出張所等は各自お調べ下さい）の各福祉医療係
- ②必要書類 1、医師の意見書のコピー 2、領収証のコピー
3、口座番号の控 4、印鑑（認め） 5、保険証 6、受給者証
7、療養費支給申請書（上記①申請窓口にて貰って下さい）
- ③還付率 健康保険とあわして、約8～10割 <ただし、病院窓口負担と同程度必要>
- ④還付日数 3～4カ月必要な場合もあります。詳細は、上記①申請窓口にてお尋ね下さい。

*自己負担金は確定申告での医療費控除の対象になります。領収書のコピーを保管ください。

*ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡下さい。 (株)アルフィット 担当（ ）

*領収証の再発行はできません。大切に保管下さい。 〒674-0071

明石市魚住町金ヶ崎851-1 アーク金ヶ崎106

TEL 078-936-2248